

宇都宮市景観計画の変更について

宇都宮市景観計画のゾーニングの変更

宇都宮市景観計画（案）

【 本 編 】

宇 都 宮 市

（５）景観計画の対象区域

本市では、1991(平成3)年に「宇都宮市都市景観基本計画」を、2001(平成13)年には「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定するとともに、2007(平成19)年には、景観法に基づき「宇都宮市景観計画」を策定するなど、全市域を対象とした本市の魅力ある景観の創造に向け取り組んできたところです。また本市では現在、LRT整備や、ネットワーク型コンパクトシティの形成、地域資源である大谷石を活かした取組など、様々な景観形成や景観に関する施策事業が市全域で実施されています。

そのため、今後も引き続き、景観形成の取組を継続させ、宇都宮をさらに個性的で魅力ある都市に育て、次世代に引き継ぐため、宇都宮市全域を、景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画の区域とします。

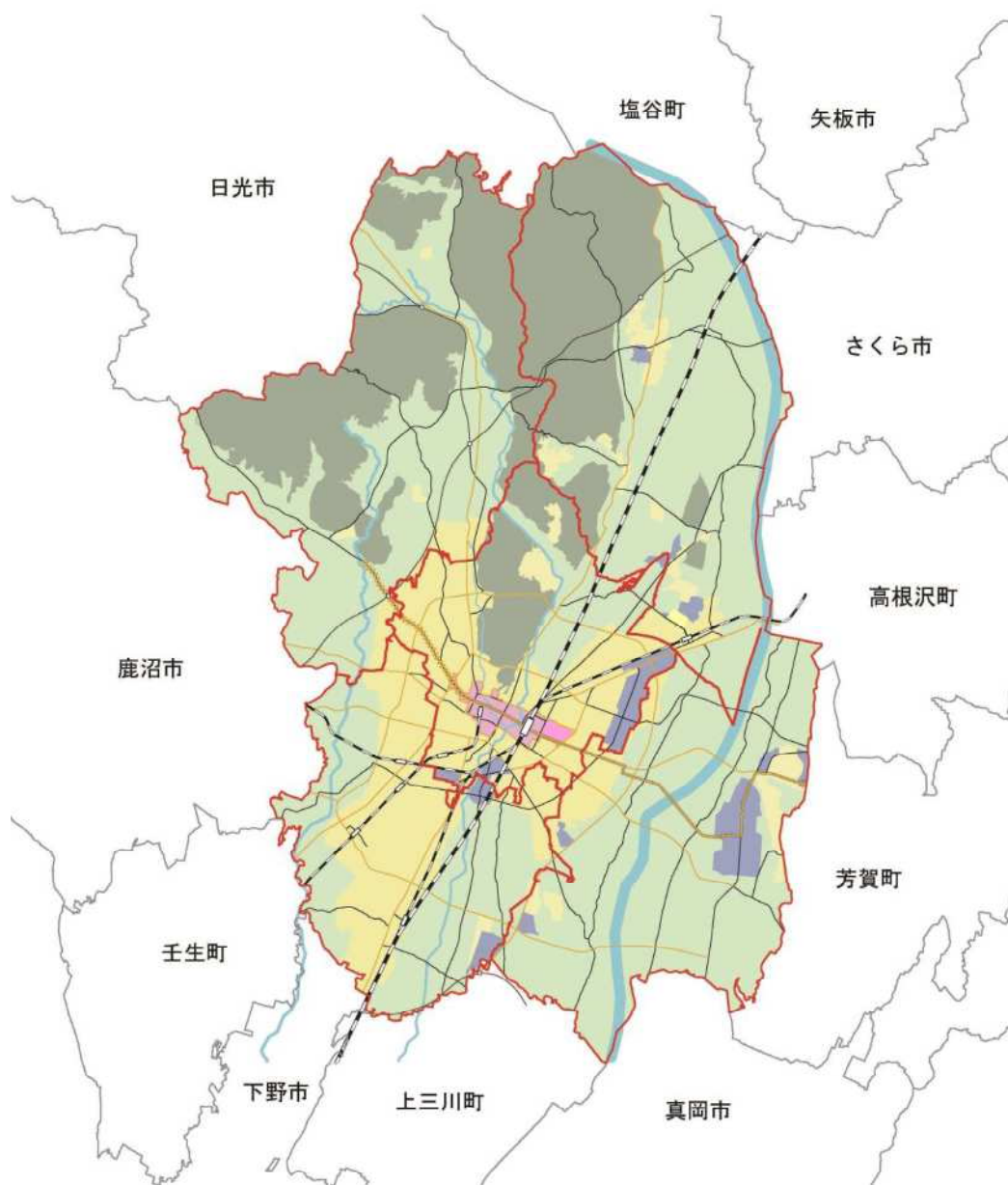


図3 景観計画区域図

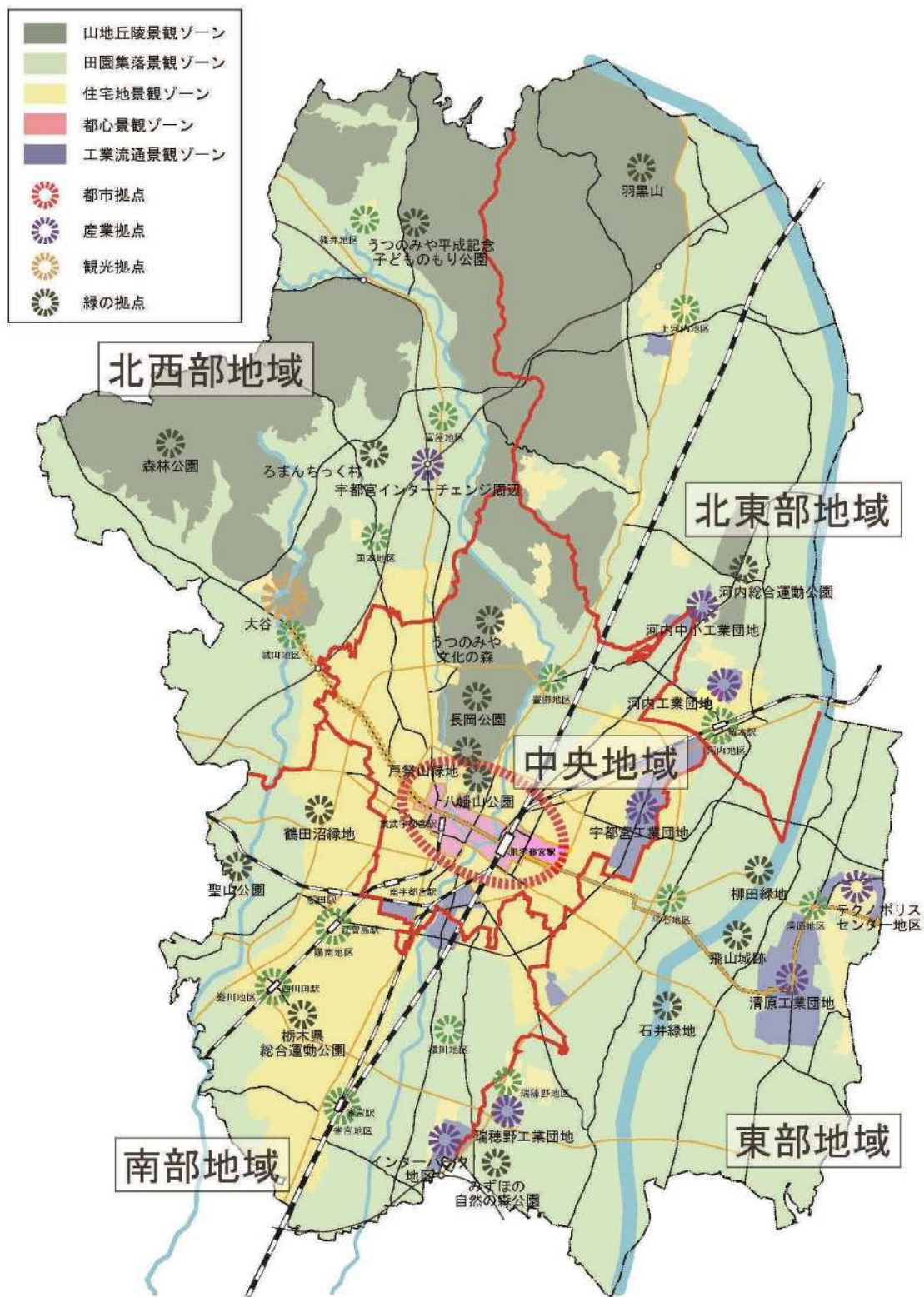


図8 地域別の景観類型図

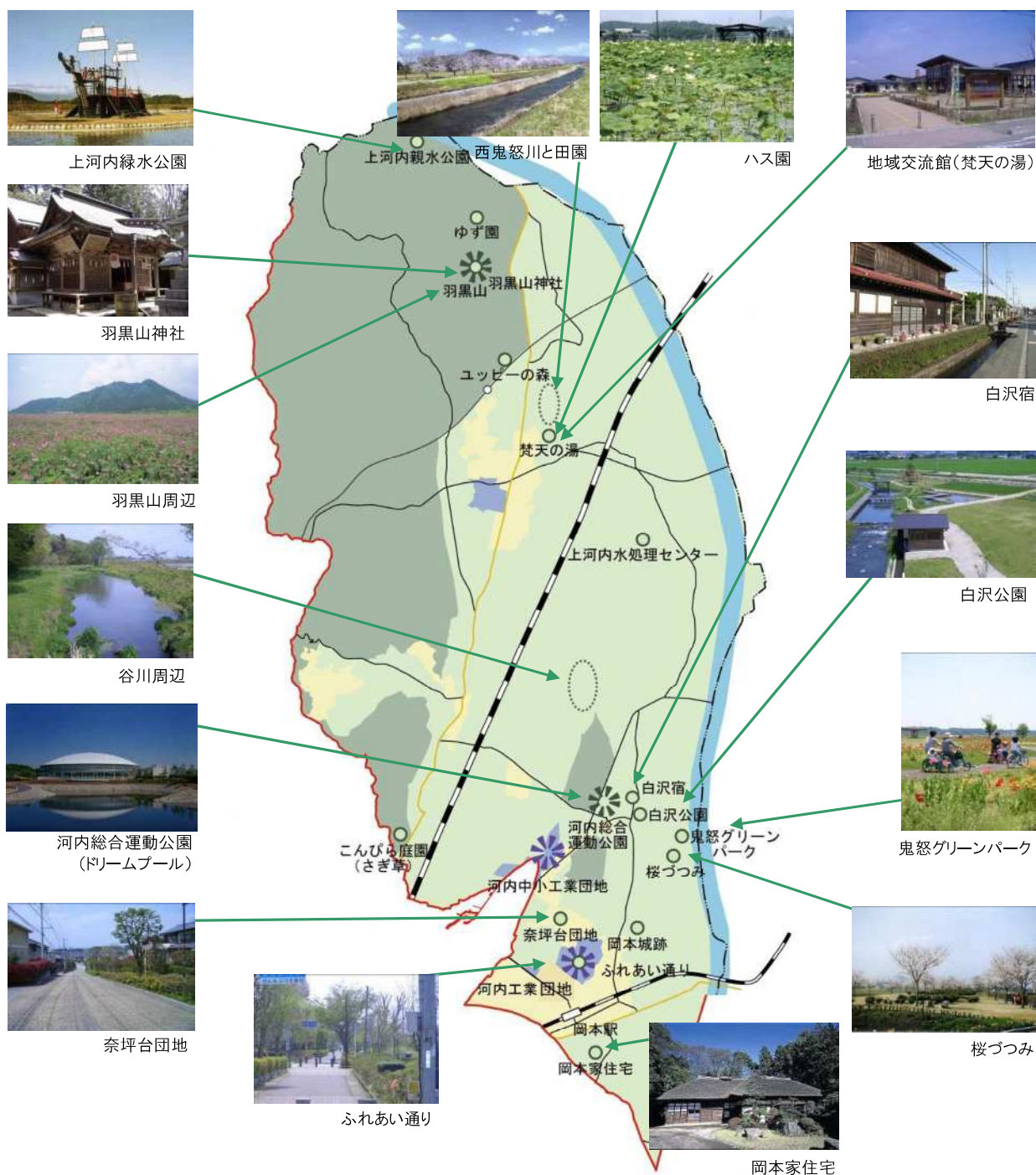
2) 北東部地域（上河内・河内）

北東部地域には奥州街道の宿場町である白沢宿があり、歴史を感じる街並み景観が形成されています。地域の東側には鬼怒川が流れ、市民にとっての憩いの場となっています。

また地域交流館や河内総合運動公園など市民が集い、活動する施設も多く存在しています。

【北東部地域の景観形成方針】

豊かな自然景観や田園景観，文化資源を保全・活用し，ひと・まち・自然が調和した景観を目指します。



3) 中央地域（本庁・宝木・豊郷）

中央地域の街並みは二荒山神社の門前町や宇都宮城の城下町の都市骨格を残しつつ、中心市街地を形成し、その付近にＪＲ宇都宮駅や東武宇都宮駅が存在しています。

また中心市街地の周辺には、豊郷台団地や戸祭台団地などの住宅地が多く形成されています。

【中央地域の景観形成方針】

自然と文化の調和を図りながら、憩いや安らぎを感じ、歩いて楽しめる景観を目指します。



【ゾーン別方針】

ゾ ー ン	景 観 形 成 の 方 向
宇都宮丘陵の 山地丘陵景観ゾーン	・八幡山などの丘陵の緑景観の保全 →建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、丘陵の景観への配慮に努めます。 →丘陵の緑に配慮し、敷地内の道路に面する部分の生垣化や庭木などによる季節感を感じさせる緑化に取り組みます。

新旧対照表

現行

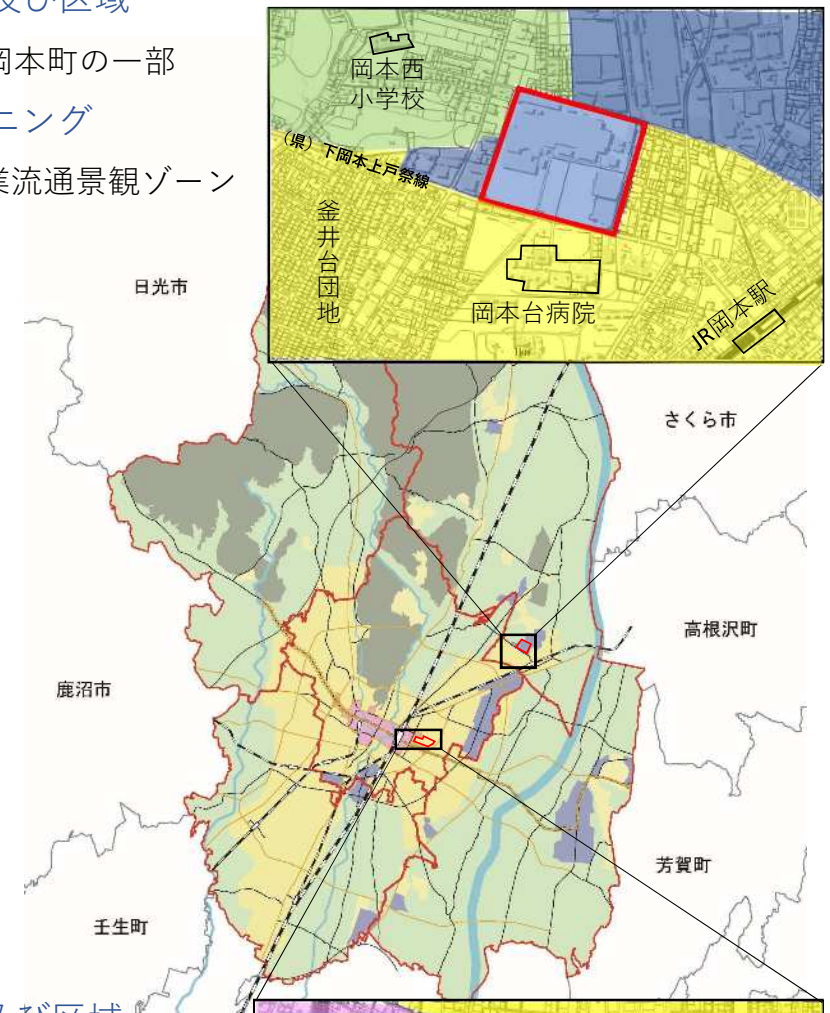
変更（案）

位置及び区域

下岡本町の一部

ゾーニング

工業流通景観ゾーン

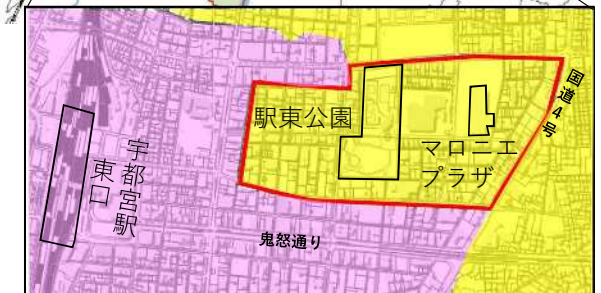


位置及び区域

元今泉4丁目～
6丁目の一部

ゾーニング

住宅地景観ゾーン

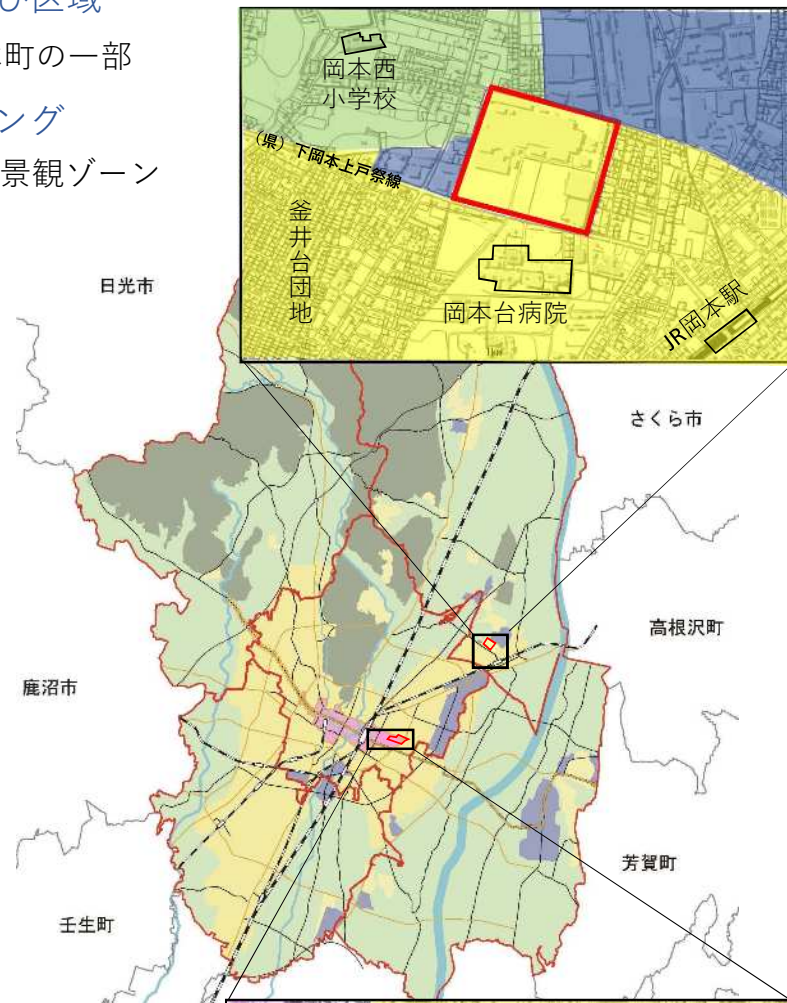


位置及び区域

下岡本町の一部

ゾーニング

住宅地景観ゾーン



位置及び区域

元今泉4丁目～
6丁目の一部

ゾーニング

都心景観ゾーン

